

1 居宅介護支援の減算対象

091005 版

プロセス	内容
1-①課題分析の実施	・利用者の日常生活上の能力、すでに受けているサービス、介護者の状況、住宅等の環境等の評価を通じて問題点を明らかにして、自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を、適切な方法で把握する。
②居宅を訪問してのアセスメント	・解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行わなければならない。
2 居宅サービス計画原案の作成	・利用者の希望・アセスメント結果に基づき、家族の希望・地域のサービス提供体制（社会資源）を勘案し、解決すべき課題に対応するために最も適切なサービスの組合せを検討し、サービスの目標・達成時期、内容・利用料等を記載して作成する。
3 サービス担当者会議における専門的意見の聴取	・原則として、サービス提供者会議により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、居宅サービス計画原案について専門的見地からの意見を求める（やむを得ない理由があるときは、照会等により意見を求めることができる）。
4 居宅サービス計画の説明及び同意	・原案での各サービスの保険対象・対象外を区分した上で、内容を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。
5 居宅サービス計画の交付	・同意を得た居宅サービス計画を利用者及び各サービスの担当者に配布する。（担当者には計画の趣旨・内容を説明する）
6-①実施状況の把握	・計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて計画の変更や事業者等との連絡調整を行う。
②居宅を訪問してのモニタリング	・実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者・家族や事業者等との連絡を継続的に行う。利用者側に特に事情のない限り、少なくとも月1回は利用者の居宅を訪問し面接するとともに、1月に1回はモニタリング結果を記録する。
7 計画の変更についての専門的意見の聴取	・更新申請や変更申請の場合、原則としてサービス担当者会議により計画変更の必要性について専門的見地からの意見を求める（やむを得ない理由がある場合は照会等により意見を求めることができる）。
8 居宅サービス計画の変更	・変更にあっても、作成時と同様の一連の行為を行う。

※ 網掛け部分・太枠が守られない場合、減算対象となる。

1-(2) 運営基準減算の仕組み（当該月から解消月の前月までが減算対象）

居宅サービス計画の新規作成・変更	(1) 利用者の居宅を訪問して、利用者及び家族に面接しないとき
	(2) サービス提供者会議等を行っていないとき（やむを得ない事情があるときを除く）
	(3) 居宅サービス計画原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していないとき
更新認定・変更認定に際して、	(1) 居宅サービスを新規に作成した場合
	(2) 要介護更新認定を受けた場合
	(3) 要介護状態区分の変更認定を受けた場合で、サービス担当者会議等を行っていないとき
モニタリング	(1) 1月に利用者の居宅を訪問し、利用者面接していないとき
	(2) モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続しているとき